

## きよバス 運行計画の見直しについて

### 1. 運行計画の見直しの背景及び理由

「きよバス」は平成19年の運行開始以来、ダイヤ改正を一度も実施せず今日まで至っていますが、その間のおよそ20年の間に、道路環境やバス運転士を含む労働者の労働環境は大きく変化しました。

まず、路線バスの運行に必要な大型二種免許の保有者数は、これまでも減少傾向をたどっておりましたが、その保有者数を年代別の割合で見た場合、50歳代以上がおよそ85パーセントを占めており、バス事業における「担い手不足」問題は深刻化しております。

さらに、令和6年の4月には、就業時間の短縮や休息時間の増加を求める労働法制の改正が行われましたが、いわゆる「2024年問題」と称される改善基準告示への対応に各バス事業者は苦慮しており、多くの地域でバス路線の廃止や縮小が進んでいる状況にあります。

今回、以上のような社会情勢の変化を踏まえ、「きよバス」の運行について、今後も継続可能なものとしていくための協議を運行事業者と行い、運行計画の見直しについては、前述したバス事業者の抱える課題の解決の一助となるよう下記のとおり実施いたします。

### 2. 運行計画の見直しの主な内容について

別紙の通り

- (1) 1日当たりの全ルート of 総便数を24便から16便に変更いたします。
- (2) 運賃に変更はございません。
- (3) 運行ルートについては従来と変更はなく、平日・土曜日・日祝日を問わず運行本数や各停留所の発車時刻は同じになります。

### 3. 実施時期

令和7年10月1日（水）

### 4. 利用者への周知

市報、ホームページ、車内等で周知を行う予定です

## 5. 今後について

(利用者に向けて)

清瀬市では市民・利用者の皆様に公共交通存続のためのご協力をお願いしてまいります。今回の運行計画の変更は、深刻化するバス運転士不足への応急的な措置に過ぎません。

市内においても、運転士をはじめとした地域公共交通の「担い手不足」問題は深刻化してきていると認識しており、今後さらにこうした問題が深刻化した場合、コミュニティバス事業のさらなる縮小という可能性についても考慮しなくてはならなくなるかもしれません。

以上のような事態を回避するためにも、市は交通事業者に対して運転士の確保を支援する取り組みや路線維持のための方策を検討し、地域の交通網全体が持続可能なものとなるように努力していきたいと考えております。

また、将来にわたって市内で自家用車以外の移動手段を確保するためには、地域全体で公共交通を支えていくことが重要です。通勤・通学だけではなく、日常の用足しや市内外へのお出かけの際には、地域の交通環境の中で可能な限り公共交通機関をご利用いただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

## 改正案と現行の時刻表との比較

改正案 (平日・土曜日・日祝日共通)

清瀬駅北口発 南口行	
8	志木 30
9	緑蔭 30
10	志木 30
11	緑蔭 30
12	
13	志木 30
14	緑蔭 30
15	志木 30
16	緑蔭 30
17	
18	
19	
備考	

清瀬駅南口発 北口行	
8	
9	志木 20
10	緑蔭 20
11	志木 20
12	緑蔭 20
13	
14	志木 20
15	緑蔭 20
16	志木 20
17	緑蔭 20
18	
19	
備考	

現行 (平日・土曜日・日祝日共通)

清瀬駅北口発 南口行	
8	志木 30
9	緑蔭 30
10	志木 30
11	緑蔭 30
12	志木 30
13	緑蔭 30
14	志木 30
15	緑蔭 30
16	志木 30
17	緑蔭 30
18	志木 30
19	緑蔭 30
備考	

清瀬駅南口発 北口行	
8	緑蔭 20
9	志木 20
10	緑蔭 20
11	志木 20
12	緑蔭 20
13	志木 20
14	緑蔭 20
15	志木 20
16	緑蔭 20
17	志木 20
18	緑蔭 20
19	志木 20
備考	